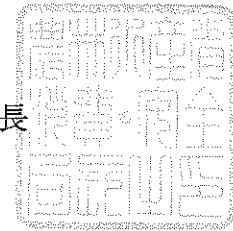


23消安第3003号

平成23年9月14日

一般社団法人ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「EU向けに輸出される観賞魚用飼料に関する証明書の発行について」の一部改正について

EU向けに我が国から輸出される食品及び飼料については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けた、欧州委員会施行規則第297/2011号により求められている証明に関し、「EU向けに輸出される観賞魚用飼料に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号）により対応しているところです。

今般、EUの動物性副産物規則（第1774/2002号）が廃止され、欧州議会・理事会規則第1069/2009号及びその実施規則である欧州委員会規則第142/2011号が新たに施行されました。これにより、観賞魚用飼料以外のペットフード等の輸出が可能になったことから、当該通知を別紙のとおり一部改正しましたので、御了知の上、貴会会員に周知願います。

○「EU向けに輸出される観賞魚用飼料に関する証明書の発行について」

平成23年3月31日付22消安第10259号  
 改正 平成23年6月16日付23消安第1673号  
 平成23年7月14日付23消安第2149号

(下線の部分は改正箇所)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>EU向けに輸出される<u>ペットフード等</u>に関する証明書の発行について</p> <p>第1 趣旨                      (略)                      このため、本通知により、我が国からEUに輸出する<u>ペットフード等</u>の証明書の発行条件及び手続について定めるものとする。</p> <p>第2 EUの規則に基づく証明書発行の対象となるペットフード等                      我が国からEUに輸出する<u>ペットフード等</u>（「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知。以下「EU向け要領」という。）の別添1で定義される<u>ペットフード</u>及び別添2で定義される<u>養殖魚用飼料</u>をいう。以下同じ。）</p>	<p>別紙</p> <p>EU向けに輸出される<u>観賞魚用飼料</u>に関する証明書の発行について</p> <p>第1 趣旨                      (略)                      このため、本通知により、我が国からEUに輸出する<u>観賞魚用飼料</u>の証明書の発行条件及び手続について定めるものとする。</p> <p>第2 EUの規則に基づく証明書発行の対象となるペットフード                      我が国からEUに輸出する<u>観賞魚用飼料</u>（専ら観賞魚の餌とすることを目的としたものであって、我が国で産出されるものをいう）。</p>

第3 証明書の発行要件

次の1を満たし、かつ2、3、4又は5のいずれかの要件を満たすペットフード等について、証明書を発行することとする。

- 1 EU向け要領により、EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の適合事業場登録簿に登録のある製造工場であること。

2～5 (略)

第4 証明書の申請手続

- 1 証明書の発行を申請する者は、次の(1)から(7)までに掲げる書類を消費・安全局畜水産安全管理課宛に提出するものとする。

(1) (略)

(2) 「EU向け要領」別記様式第2号による「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場登録簿への登録について」の写し

(3)～(7) (略)

2 (略)

第5 申請先

- 1 ペットフード(観賞魚用飼料含む。)  
消費・安全局畜水産安全管理課 愛がん動物用飼料対策班  
(Tel 03-6744-1708)

- 2 養殖魚用飼料  
消費・安全局畜水産安全管理課 飼料検査指導班  
(Tel 03-3502-8702)

第3 証明書の発行要件

次の1を満たし、かつ2、3、4又は5のいずれかの要件を満たすペットフードについて、証明書を発行することとする。

- 1 「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」(平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知。以下「EU向け要領という。’)により、EU域内に輸出するペットフードの製造事業場の適合事業場登録簿に登録のある製造工場であること。

2～5 (略)

第4 証明書の申請手続

- 1 証明書の発行を申請する者は、次の(1)から(7)までに掲げる書類を消費・安全局畜水産安全管理課宛に提出するものとする。

(1) (略)

(2) 「EU向け要領」別記様式第2号による「EU域内に輸出するペットフードの製造事業場登録簿への登録について」の写し

(3)～(7) (略)

2 (略)

第5 申請先

- 消費・安全局畜水産安全管理課 愛がん動物用飼料対策班  
(Tel 03-6744-1708)

(別記様式1)

EU 向けペットフード等の輸出に関する証明申請書

以下 (略)

(別記様式1)

EU 向け観賞魚用飼料の輸出に関する証明申請書

以下 (略)